

災害時における施設利用等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と協同組合三条工業会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な相互の連携及び協働に基づき、三条市内で地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象、大規模な火災等により電気、水道等のライフライン（以下「ライフライン」という。）に被害が発生した際における被災者の安全確保を図ることで、安全安心なまちづくりに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項（以下「本連携事項」という。）について連携する。

- (1) 発災からライフラインの復旧がおおむね完了するまでの間において、甲の要請により乙が次条に定める施設（以下「乙の施設」という。）の提供の協力を行うこと。
- (2) 電気自動車、蓄電池、充放電設備等の災害用電源の普及に協力し、地域防災の向上及び乙の組合員の事業継続性の向上に取り組むこと。
- (3) その他安全安心なまちづくりや地域課題の解決に関すること。

（協力内容）

第3条 乙の施設は、乙の組合員のうち本協定に賛同するものの施設であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トイレ、手洗い等の水道設備
- (2) 携帯電話などの充電のための電気設備
- (3) その他提供可能な設備等

2 甲は、三条市内で長期間のライフラインの供給停止が見込まれる場合に、乙に前条第1号の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

3 乙は、甲から協力要請を受けたときは、本協定に基づき提供先の営業時間や被災状況に応じ可能な範囲で協力を努めるものとする。

（協力要請の方法）

第4条 甲は、原則として書面により協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で協力要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに書面を提出するものとする。

（進捗状況の報告）

第5条 乙は、第2条第1号の協りに当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 災害時における乙の施設の使用料は無料とする。

2 被災者が、乙の施設を滅失又は毀損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。ただし、原因者が不明なときは、甲乙協議の上、費用負担について取り決めるものとする。

3 乙は、甲に対して、甲が本協定に基づき乙の施設を利用することによる営業上の損失補償は求めないものとする。

(利用の終了)

第7条 甲は、乙の施設の利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

(事故等に関わる責任)

第8条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定に基づき乙の施設を使用する被災者及び甲の職員による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第9条 乙の所有する食料、飲料その他備品等を、乙の判断及び負担において提供できるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知するものとする。

2 前項の事項に変更が生じたときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(平時の取組)

第11条 乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

3 乙は、地域防災力向上のため、施設の提供可能な組合員を継続的に募集するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

(協定期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和8年5月27日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市
三条市長 滝 沢 亮

乙 新潟県三条市須頃一丁目20番地
協同組合三条工業会
理事長 齋 藤 直 人